

議 事 録

会 議 名	令和2年 第4回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和2年4月24日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 金子隆夫 2番 大久保泰明 4番 市川澄雄 5番 相田孝 合計5名		
欠席委員	3番 中村基寛 6番 福岡喜輝 7番 三留豊正 農地利用最適化推進委員 北部地区 露木常夫 中部地区 相原善久 南部地区 小島新弥		
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之 主事：吉岡聡巳		
傍聴人			
議 事	日程 第1 非農地証明願について 日程 第2 農地造成工事施工承認願について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和2年第4回定例総会を開会いたします。本日は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令されていますので、総会が成立する必要最小人数での開催となります。</p> <p>農業委員出席委員は8名中5名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。</p> <p>本日の議事録署名人に、5番と8番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。</p> <p>初めに、日程第1非農地証明願について、議案番号19号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号19号を朗読)</p> <p>(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地3筆です。申請地は昭和53年頃から申請者の父が駐車場兼資材置場に転用してしまい、相続した申請人が農地転用がされておらず違反であることが分かり申請に至りました。なお、農地法に基づく立地基準は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設に囲まれており、かつ当該一団の農地が下限面積である0.3haに満たないため第3種農地になります。</p> <p>また、かなり以前から他の用途として使用されており農地としての実体がなく、復元することは困難と思われます。さらに、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。</p> <p>会 長：続いて地区担当農業委員の1番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1 番：先日現地調査に行ってきました。申請地は北部公民館北側の柿畑の一部で40年前から駐車場でした。復元は困難ですのでやむを得ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p>		

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号19号について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
事務局長：総員挙手
会 長：では総員挙手ですので、議案番号19号は原案のとおり許可
書を交付することに決定いたします。
続いて、日程第2農地造成工事施工承認願について、議案番号20号を
上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局：(議案番号20号を朗読)
(説明)本案件は、位置図にありますとおり小動地区の農用区域内にあります農
地で現況は田です。所有者は、田を盛土して畑として使用、野菜苗、花苗、
鉢物苗を栽培するための土を置くことを希望しています。
会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から、現地調査の結果並びに補足説明を
お願いします。
4 番：先日現地調査に行ってきました。申請地はリサイクルセンター東側、先月
造成した南側で農地造成して花苗、鉢物苗の土置場を希望しています。周
囲に土留めを施工、問題ないと思います。
会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に
ついて、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)
会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号20号について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
事務局長：総員挙手
会 長：では総員挙手ですので、議案番号20号は原案のとおり許可証を交付する
ことに決定いたします。
続いて、日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し
出について、議案番号21号を上程いたします。事務局より議案の朗読
と説明をお願いします。
事務局：(議案番号21号を朗読)
(説明)当該地は田端地区の農用区域内農地で、現況については畑です。当該地
につきましては、以前から利用権設定されており、1年毎の更新です。期
間については1年間でございます。借り手は過去にも当該地で実績があ
り、管理機、刈払機など保有しております。
会 長：続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の結
果並びに補足説明をお願いします。
5 番：先日現地調査に行ってきました。以前から耕作状況を見ていますが、良質
な露地野菜を作っていますので問題ないと思います。
会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に
ついて、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)
会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号21号について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
事務局長：総員挙手
会 長：では総員挙手ですので、議案番号21号は原案のとおり決定通知書を町長
に送付いたします。
次に日程第4、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について

	<p>報告番号22号から26号の5件、日程第5、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号27号の1件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり5件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり1件、それぞれ届出がありました。</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>続いて、日程第6、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、議案番号22号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を読み上げ。)</p> <p>会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号22号は原案のとおり決定することいたします。最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和2年第4回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和2年第4回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 磯川 浩 議事録署名人 相田 孝

本議事録は、令和2年5月25日、承認・署名を得て確定しました。